

令和7年度教育機関における環境SDGsコミュニティデザイン業務仕様書

1 業務名称

令和7年度教育機関における環境SDGsコミュニティデザイン業務

※¹ 環境SDGs：SDGsの17のゴールのうち、特に環境問題や環境保全に関するものに重きを置いたもの

2 業務の目的

群馬県では2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ぐんま5つのゼロ宣言」の実現に向け環境課題の解決に取り組んでいるところである。県民や企業等に対して環境問題の解決に向けた意識の醸成や行動の変容を一層促進することが求められており、本県では群馬県公認環境SDGsファシリテーター制度の運営により、県民等に対して環境SDGsの波及を推進している。

そのような中、将来世代の学生に対する環境教育の重要性は益々高まっていることから、教育機関において環境問題について学ぶ場を創出することが求められている。

そこで、教育機関において群馬県公認環境SDGsファシリテーター（以下「ファシリテーター」という。）が運営する群馬県環境SDGs・脱炭素まちづくりカレッジ（以下「カレッジ」という。）を行うことができるよう支援することで、将来世代の学生に対して環境問題の解決に向けた意識の醸成や行動の変容につなげる。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託業務の内容

(1) 教育関係者向け群馬県環境SDGs・脱炭素まちづくりカレッジ体験会の企画・運営

教育関係者にカレッジを体験してもらうことで、教育の現場において有効な教材となりうることを理解してもらい、教育機関への導入を促進させる。なお、体験会の詳細は次のとおりとする。

ア 対象者：群馬県内における中学校、高等学校及び大学等の教員等教育関係者
(中学校155校、高等学校78校、大学等23校)

イ 周知回数：1回以上

ウ 参加者数：20人以上

エ 開催時期：令和7年7月～令和7年9月

オ 開催回数：1回以上

カ 開催時間：1回当たり3時間程度

キ 開催場所：群馬県内

ク 開催内容：概要紹介、カレッジの開催及び教育機関への導入方法の説明等

ケ 特記事項：以下の点に留意し、企画すること

- (ア) 委託者から受託者に対して対象者の所属する教育機関の連絡先(住所・電話番号・メールアドレス)を提供することとし、対象者への周知や集客は受託者が行うこと。
- (イ) 参加者は中学校、高等学校及び大学の教員から均等になるよう、最大限努めること。
- (ウ) 体験会の運営主体は受託者とする。また、カレッジの運営はファシリテーターが行うこととし、受託者はそれを補佐すること。なお、体験会前には3者（委託者、受託者及びファシリテーター）で当日の進行等について事前に打合せを実施すること。
- (エ) 体験会にかかる会場使用料やテキスト教材代、ファシリテーターの派遣費等運営に必要な全ての経費は、受託者が負担すること。

なお、体験会の参加者数が20人未満となる場合は、不足人数に応じて委託金額から1人当たり3万円減額する。

(2) 教育機関への導入支援

体験会への参加者が所属する教育機関において、カレッジを導入できるよう支援する。導入支援の詳細は以下のとおり。

ア 導入回数：3つ以上の教育機関でそれぞれ1回以上

イ 導入時期：令和7年7月～令和8年2月

ウ 導入場所：群馬県内の中学校、高等学校及び大学等

エ 特記事項：以下の点に留意すること

- (ア) 受託者は、体験会への参加者が所属する教育機関においてカレッジを導入できるよう、体験会の参加者と日程や会場の調整等を行うこと。なお、調整の方法や回数は問わない。
- (イ) カレッジにかかる会場使用料やテキスト教材代、ファシリテーターの派遣費等導入に必要な全ての経費は、受託者が負担すること。
- (ウ) 導入期間内にカレッジを導入できない教育機関に対して、受託者は、可能な限り導入期間以降にカレッジを導入するよう促すこと。

なお、教育機関へのカレッジの導入数が3教育機関未満となる場合は、不足数に応じて委託金額から1教育機関当たり10万円減額する。

5 完了報告等

受託者は本業務の終了後、速やかに完了報告書を委託者へ提出すること。

なお、提出する完了報告書の様式については、委託者及び受託者が協議の上決定するものとする。

6 情報管理

業務遂行にあたり、知り得た情報を外部に漏らしてはならない。また、本業務に資する目的以外のために利用してはならない。なお、契約期間が終了した後も同様とする。ただし、情報提供者の承諾が得られた場合にはこの限りではない。

7 その他

- (1) 受託者は委託者の了解を得ることなく、「3 委託契約(3)」の名称及び構築・仕様を変更してはならない。
- (2) 受託者は委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者へ報告しなければならない。
- (3) 業務の実施にあたり受託者に生じた損害は、委託者の責めに帰する理由による場合を除き、受託者の負担とする。また、業務の実施にあたり受託者が第三者に及ぼした損害は、委託者の責めに帰する理由による場合を除き、受託者の負担においてその賠償をするものとする。
- (4) 受託者は、業務の実施に支障が生じる恐れのある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を委託者に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告書及び今後の対処方針を提出する。
- (5) 受託者は業務の実施に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所管の警察署に届け出なければならない。
- (6) 受託者は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務の実施に関しては知り得た個人情報又は秘密について他人に漏らしてはならない。
- (7) 本事業に関する所有権や著作権は、委託者に帰属することとし、委託者は事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保するものとする。また、委託者はこの業務において生じる成果物等を、受託者が他の業務で使用することを妨げない。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定する。